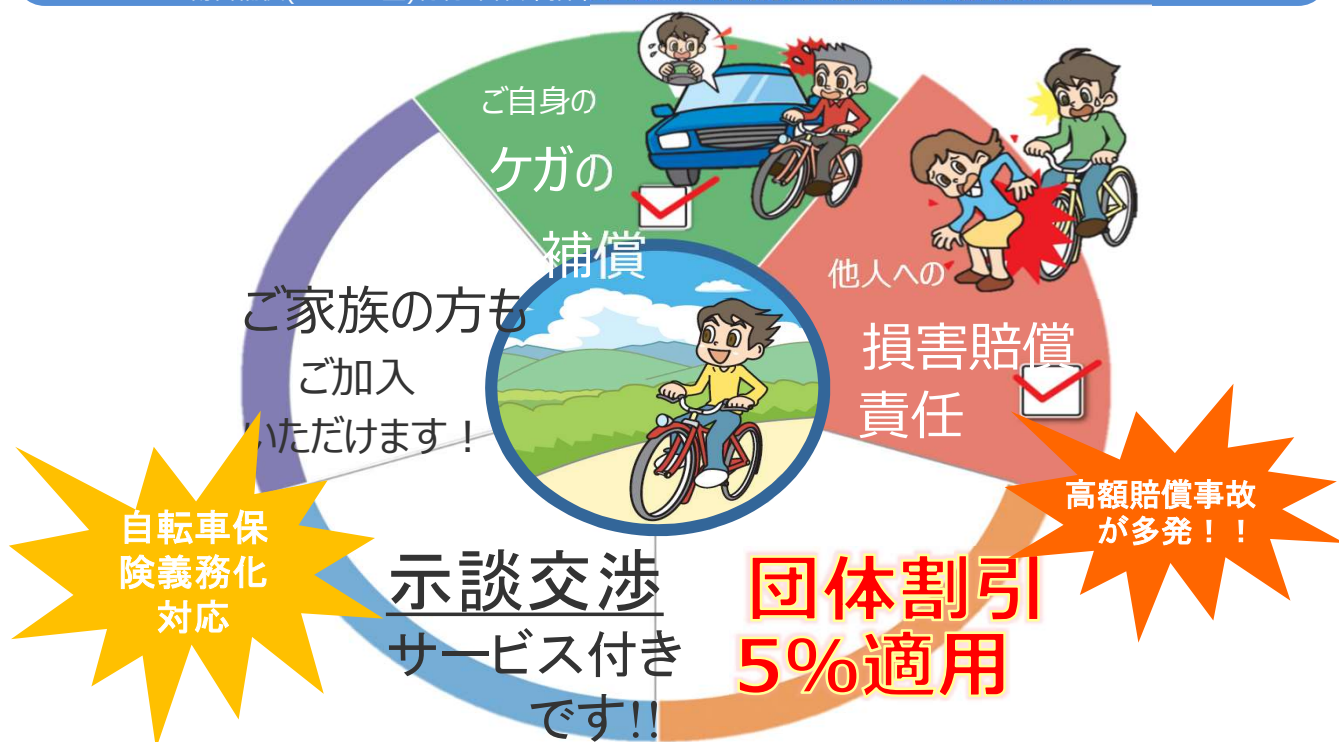


自転車事故によるケガや損害賠償に備える 自転車保険のご案内

傷害補償(MS&AD型)特約・自転車搭乗中等のみ補償特約セット団体総合生活補償保険



POINT

自転車事故以外でも活用できます！

他人への損害賠償について：日常生活全般における賠償リスクを補償しますので、子ども会の行事中に第三者にケガをさせてしまった場合やその他日常生活で法律上の賠償責任が発生した場合等も対象になる可能性があります。

保険期間(ご契約期間)：2021年8月1日(日)午後4時より1年間

申込締切日：加入締切日 2021年6月30日(水)

：口座振替用紙提出 2021年7月20日(火)全子連必着

保険料払込方法：登録口座※より、2021年10月27日(水)引き落とし

※口座登録には、所定の用紙にご記入・押印の上、全子連への提出が必要になります。

期日までに提出がない場合は申込を取消させていただきますのでご了承くださいませ。

ーお申込みは右記QRコードもしくは下記申込用URLからー

スマートフォンまたはPCからお申し込みください。

(注) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■申込用URLはこちら

<https://aioinissaydowa-wpm.force.com/OrganizationCodeInputPage>
(団体コード(5ケタ)：PL5E1)を入力してログイン後、手続きください。

※申込画面は2021年3月開設となりますのでそれ以降にお手続きください。

※全子連HPからもご加入いただけます⇒<https://www.kodomo-kai.or.jp>

【申込用】



【全子連HP用】



ー事故が起こった場合はー
遅滞なく下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

加入者・被保険者について

加入者 本人型（タイプA）、家族型（タイプC）とも20才以上の会員です。

被保険者（補償の対象となる方）の範囲

【本人型】

以下からお選びいただいた方が「被保険者」となります。

①会員本人 ②会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹 ③会員本人と同居している親族
ただし、日常生活賠償補償に関しては家族型と同じです。（※）

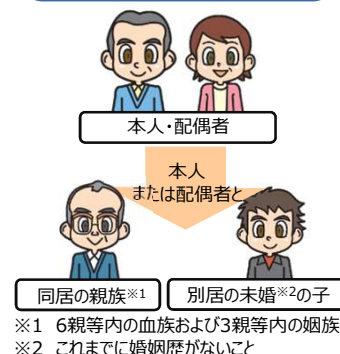
【家族型】

以下からお選びいただいた方を「被保険者」とする家族です。

①会員本人 ②会員本人の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹

（※）日常生活賠償補償については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

被保険者となる「家族」とは



ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- この保険は公益社団法人全国子ども会連合会を保険契約者とし、その会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（公益社団法人全国子ども会連合会）に交付されます。
- ご加入時にすでに被っているケガは、告知の有無にかかわらず保険金お支払いの対象となりません。また、加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、前年度と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日時点の保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- 傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

団体総合生活補償保険のサービスについて

【生活安心サポート】

「自転車保険プラン」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。



個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険㈱のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社 保険代行者

〒141-0031
東京都品川区西五反田3丁目7-14 三信ビル9階
TEL: 03-6631-4366 FAX: 03-6631-4367

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課

〒103-0027
東京都中央区日本橋3丁目5番地19号
TEL: 03-6734-9608 FAX: 03-6732-9609

（2021年1月承認）A20-103833

自転車事故が**高額賠償**となるケースが発生しています

事故防止の努力とともに、万一の事故への備えがますます重要になってきました。

■ 自転車事故の高額賠償事例

ケース
1

判決認容額

9,521 万円

【事故の概要】

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）



ケース
2

判決認容額

5,438 万円

【事故の概要】

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55才）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。
（東京地方裁判所 平成19年4月11日判決）

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。出典：一般社団法人日本損害保険協会HP「自転車事故と保険」より抜粋

加害者となり損害賠償責任を問われる事故



他人のモノを壊す



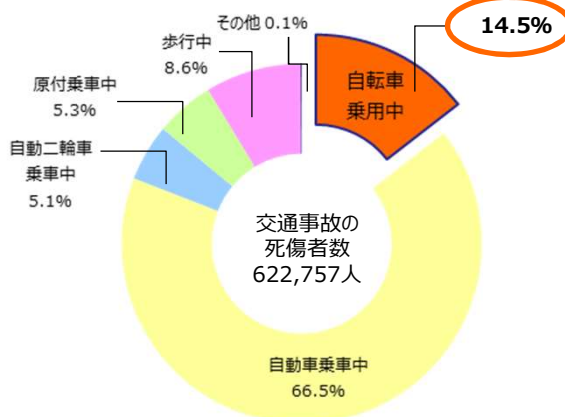
他人にケガをさせる

ご自身の事故によるケガ



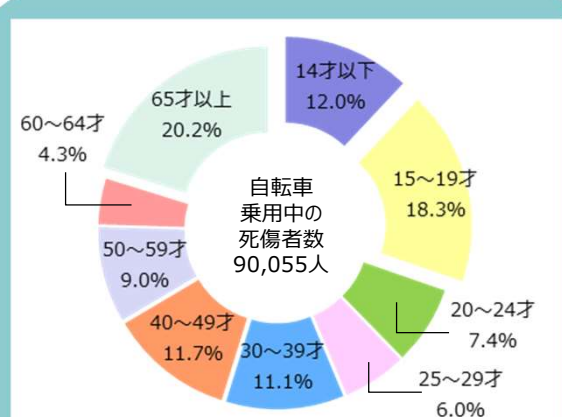
自転車乗用中の死傷者数は、歩行中に比べ約2倍と高い傾向にあります。
また自転車事故による死傷者数は、未成年者と高齢者で過半数を占めています。

【交通事故における状態別死傷者数の割合】



出典元：警察庁交通局「平成28年における交通事故の発生状況」より作成

【自転車乗用中の年齢別死傷者数の割合】



自転車は道路交通法上「軽車両」の一種です！被害者だけではなく、加害者になる可能性も…

日本国内で発生した賠償事故については
示談交渉サービス※がご利用になれます！

※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです（日本国内で発生した賠償事故に限ります）。

◆示談交渉による不安や負担を軽減します。

示談交渉サービスがないと…

被保険者ご本人で被害者の方と損害賠償金の額の決定などの解決方法を交渉していただく必要があります。

示談交渉サービスがあると…

引受保険会社が被保険者の方に代わって被害者の方と賠償額の決定などの示談へ向けた交渉を行い、損害賠償金の額の決定などの交渉に対する不安や負担を軽減します。



※日本国外で発生した事故のほか、相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

・自転車保険の義務化について 都道府県や市町村において自転車条例が制定されています

「義務」とする自治体

東京都	2020/4/1施行
静岡県	2019/10/1施行
長野県	2019/10/1施行
神奈川県	2019/10/1施行
仙台市	2019/4/1施行
金沢市	2018/4/1施行
埼玉県	2018/4/1施行
京都府	2018/4/1施行
名古屋市	2017/10/1施行
鹿児島県	2017/10/1施行
滋賀県	2016/10/1施行
大阪府	2016/7/1施行
兵庫県	2015/10/1施行

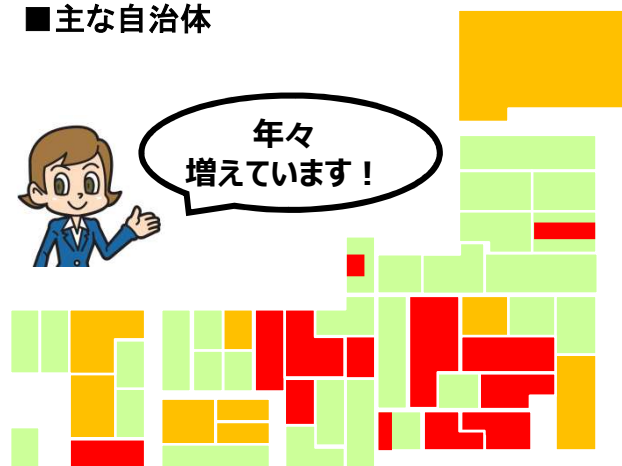
「努力義務」とする自治体

北海道	2018/4/1施行
香川県	2018/4/1施行
福岡県	2017/10/1施行
千葉県	2017/4/1施行
鳥取県	2016/10/14施行
徳島県	2016/4/1施行
熊本県	2015/4/1施行
群馬県	2014/12/22施行
愛媛県	2013/7/1施行

■主な自治体



年々
増えています！



この制度にご加入いただくことで自転車保険の加入義務を果たすことになります

補償内容について

日常生活賠償特約

日常生活上の偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に保険金をお支払いします（免責金額：0円）

自転車搭乗中に
他人にケガを
負わせた



買い物中、誤って
商品を壊してしまった



水漏れを起こし、
階下の家具などを
汚してしまった



※上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

※被保険者の職務遂行（自転車での出前等）に直接起因する損害賠償責任は、保険金支払いの対象外になります。

ケガの補償 傷害補償(MS&AD型)特約

国内・国外を問わず、自転車での事故によるケガを補償します

自転車搭乗中に
転んでケガをした



自転車に
ぶつかられて
ケガをした



自転車とは…ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ人の力により運転する2輪以上の車（注1）およびその付属品（注2）をいいます。

（注1）レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車は、本保険の対象になりません。

（注2）積載物を含みます。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額（ご契約金額）と掛金

自転車搭乗中等のみ補償特約・日常生活賠償特約セット

※下記の掛金には損害保険料の他、制度運営費400円を含んでおります。

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日（入院・通院）

本人型（タイプA）

被保険者	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金日額	傷害通院 保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償 保険金額 (免責金額0円)	年間掛金
本人	300万円	5,000円	2,500円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	3,470円

家族型（タイプC）

被保険者	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金日額	傷害通院 保険金日額	傷害手術保険金	日常生活賠償 保険金額 (免責金額0円)	年間掛金
本人	300万円	5,000円	2,500円	入院中の手術…傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術…傷害入院保険金日額の5倍	1億円	5,810円
配偶者	300万円	5,000円	2,500円			
親族	300万円	5,000円	2,500円			

※上記保険料は団体割引5%（被保険者ご本人数20名以上500名未満）で算出しています。